

第三者への情報提供について

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、保険給付等のために通常必要な範囲の利用目的のうち被保険者等にとって利益となるもの、または健保組合等の負担が膨大であるうえ、明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者等本人にとって合理的であるとは言えないものについては、ホームページ等へ掲載し同意を得ることとされています。

つきましては、皆さまのご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

1. 提供する項目

- ①高額療養費および一部負担還元金等について被保険者の申請に基づかず事業主を経由し自動的に支払うこと
- ②医療費通知を世帯単位で作成し被保険者に提供すること
- ③傷病原因等の照会については被扶養者のものであっても被保険者に対して行うこと
※医療費通知・傷病原因等の照会においては、被保険者からみた被扶養者、被扶養者からみた被保険者が「第三者」にあたります。

2. 提供する個人情報

- ①被保険者証記号・番号、氏名、給付種別、支給金額等
- ②受診者名・診療年月・医療費等

加入者からの特段明確な反対・留保の意思表示がない場合は「黙示による包括的な同意」が得られているものとさせていただきます。

同意できない被保険者等（加入者）は、被保険者証の記号・番号、氏名および同意できない理由を記載した文書を CTC グループ健康保険組合あてに提出し、申し出てください。